

第二節 学校

（四階以上に設ける教室等の禁止）

第十二条 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

〔解説〕

一 本条は、小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児童、生徒等を収容する室については、四階以上の階に設けることを禁止したものである。

平成二十七年十二月十六日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第四百二十一号）」の制定による建築基準法施行令改正により、義務教育学校の前期課程について小学校と同様の規定が適用されることとなった。これを踏まえ、この条例にも本規定が適用される。

二 ただし書は、知事が当該建築物の避難施設、消火設備等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、小学校の四階以上の階に教室等を設けることができることとしたもので、申請者からの認定申請を受け総合的に判断することとなるが、少なくとも次の事項に適合していることが必要である。

- ・ 四階以上の階に設けられる児童を収容する室の用途は、特別教室又は高学年児童の使用する一般教室とするものであること
- ・ その棟の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、また、廊下、階段、その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること
- ・ 四階以上の階においては、教室等の各部分から階段までの距離が三十メートル以内となるように直通階段を設け、端部に設ける直通階段は原則として屋外避難階段であること
- ・ 避難上有効なバルコニーを設けたものであること（またバルコニーからの児童の転落防止には十分な配慮をしたものであること）
- ・ 消防法第十七条の規定による消防設備等の設置及び維持の基準を満足するもののほか、消防法施行規則第三十一条の基準に適合する連結送水管を設けたものであること
- ・ 使用するカーテン等は消防法施行令第四条の三第四項に規定する防炎性能を有するものであること。

（木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離）

第十三条 木造建築物等である校舎（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。）までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁及び軒裏の部分が防火構造である場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

〔解説〕

一 本条は、耐火建築物、準耐火建築物以外の木造の校舎について防火上、安全上の観点から校舎の本屋と隣地境界線との間には一定の距離が必要となる旨規定したものである。

二 必要となる距離は二メートル以上であるが、ただし書の規定により、当該隣地境界線からの距離が二メートル未満の部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、かつ避難上支障がなければこの規定は適用されない。